

昭和47年12月16日

明治大学学生諸君へ

—— 年内の休校と業務の
取り扱いについてのお知らせ ——

学校法人 明治大学
理事長 加藤 五六
明治大学
学長 小牧 正道

大学は、一日も早く学園を正常化するために、全学の自治組織である学生会（一部）および学苑会（二部）との合同の話し合いの準備をすすめています。さらに、予備折衝をつうじその実現に努力していきませんが、現時点では、いまだ確定していません。

大学が、両中央執行委員会との合同の話し合いを優先的に考慮しているのは、すでに11月26日付の書面で、両中央執行委員会の名において、合同の話し合いの申し入れがあったからです。その申し入れに対して、大学としては、学生会、学苑会の希望する11月29日には話し合うことができないとして、一応ことわりましたが、その回答の中においても「事態の推移をみて考慮する」と申しそえておきました。

大学としては、たとえ、継続という形で申し入れがあったとしても、学生会、学苑会のそれぞれひとつの自治組織と話し合う前に、合同の話し合いの場を設定し、その場における話し合いの過程において、大学の方針を明らかにしたいと考えております。そのために両中央執行委員会との予備折衝に努力を重ねますが、いままでの経過では、年内に両中央執行委員会との合同の話し合いについて、合意に達しないと思われま

す。しかも、この合同の話し合いをおこなわないうちに、年内に授業を再開することは、いままでお知らせしてきた文書によっても判断されるように、学園正常化の基本条件である学生および教職員の安全を保障しえないといわざるをえません。この間の経過をよく認識し、年内に授業を再開しえない事情について、十分な理解をしてほしいとおもいます。

明年1月になれば早々にも合同の話し合いを設定する可能性があると考えてるので、大学としては1月8日からの授業を再開する決意であり、さらに学生諸君に多大の迷惑をかけていた業務も、正式に再開したいと考えております。

しかし、学生諸君の学割、証明書などの、緊急かつ必要な書類を入用とする要望に応え、かつ、大学としての当然の責務から、事務を再開する準備をすすめています。学生諸君が特に要望する証明書類については大学（所管部署）あて郵便で申し込みをしてください。できるだけ速かに処理をして、諸君の手もとにとどくようにします。

以上、とりあえず学内の休校と業務の取り扱いについてお知らせいたしました。大学の姿勢について了解をしていただくようお願いいたします。

以上